

女性の活躍状況実態調査委託 仕様書

本仕様書は、大府市（以下「甲」という。）と受託事業者（以下「乙」という。）との間で締結する「女性の活躍状況実態調査委託」契約について必要な事項を定めるものとする。

1 委託名

女性の活躍状況実態調査委託

2 委託の目的

市内の事業所訪問などを行い、職場環境、女性の活躍に関する現状、仕事と家庭の両立支援、育児・介護支援に関する取組などの課題を把握し、今後の政策や支援施策に活用することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 委託内容

乙は、以下の業務を実施する。

(1) 事業所訪問に関する業務／20回以上

ア 事業所訪問の準備

- ・事業所訪問選定、アポイントメント取付け、事業所訪問事前調査の実施
- ・訪問事業所の選定や内容については、甲と乙の協議の上決定し、実施

イ 事業所訪問及びヒアリングの実施

- ・事業所訪問事前調査の結果を踏まえ、職場環境、女性の活躍に関する現状、仕事と家庭の両立支援、育児・介護支援に関する取組などのヒアリングを実施

(2) 報告及び情報共有

ア 事業所訪問ヒアリング報告書の作成／20回以上

事業所訪問ヒアリング報告書様式については、次の記載内容例に基づき、甲と乙の協議の上作成する。

（記載内容例）

- ・事業所名
- ・連絡先
- ・業種
- ・訪問日

- ・ 応対者（役職、氏名）
- ・ 従業員数（男女も含む）
- ・ 企業データ、職場環境、女性の活躍状況、育児介護支援等
- ・ 面談内容
- ・ 訪問者氏名
- ・ 訪問者の所感
- ・ その他、必要に応じてヒアリング内容のわかるもの等を添付すること。

イ 事業所訪問に係る報告協議会の実施／8回程度

翌月 10 日までに、前月分の上記報告書、その他必要な資料を月報としてまとめて提出し、甲と乙で報告協議会を行う。ただし、最終月の報告協議会については、委託期間満了日まで行うこととする。

ウ 事業実施の中間報告書の作成／1部

中間報告書については、次の報告内容を含め作成し、10月10日までに提出すること。

（報告内容）

- ・ 訪問集計
- ・ 事業所の女性の活躍状況等の取組報告
- ・ 訪問所感と傾向
- ・ 積極的な女性の活躍状況等取組事業所一覧
- ・ 女性活躍に向けての考察
- ・ その他参考となる資料
- ・ 次年度事業等への提案（中間報告）

（データ）

- ・ PDF ファイルデータ一式及び PDF ファイルの原稿となるワードデータ、エクセルデータ一式（A4判 50 ページ以上）

エ 受託業務終了後の最終調査報告書等の作成／1部

報告書については、次の報告内容を含め作成し最終月の報告協議会で提出すること。

（報告内容）

- ・ 訪問集計
- ・ 事業所の女性の活躍状況等の取組報告
- ・ 訪問所感と傾向
- ・ 積極的な女性の活躍状況等取組事業所一覧
- ・ 女性活躍に向けての考察
- ・ その他参考となる資料
- ・ 次年度事業等への提案（最終報告）

（データ）

- ・ PDF ファイルデータ一式及び PDF ファイルの原稿となるワードデータ、エ

クセルデーター式（A4判50ページ以上）

オ その他打合せの実施／随時

業務着手時、業務完了時、情報共有、甲の新規事業のための打合せなど、甲が必要と認め時に打合せを実施する。

(3) 甲実施アンケートへのアドバイス

- ・甲が実施する事業所アンケートの質問内容等についてアドバイスをを行うこと。
- ・甲が実施した事業所アンケート集計結果を提供するため、本委託の調査報告書に反映させること。

5 スケジュール

令和7年6月～令和8年1月	事業所訪問の準備、ヒアリング調査・分析 甲実施アンケートへのアドバイス
令和7年10月10日	中間報告書の提出
令和8年2月	最終調査報告書等の提出

6 その他

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者（責任者）を必ず配置し、常に甲との連絡調整に対応可能な体制をとることとする。
- (3) 乙及びその従業員（退職者も含む。）は、本委託業務の実施において知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 本委託業務で作成した報告書等成果物の全ての権利は、甲に帰属する。
- (5) 本業務の遂行上必要な資料は原則として乙が収集するものとするが、甲が保有しているもので務の遂行に必要な資料は貸与する。貸与を受けた資料については、大切に使用・保管するとともに、甲の許可なく複製してはならない。また、本業務完了とともに速やかに返却しなければならない。
- (6) 甲は、委託事業の実施に当たり、乙の求めに応じて、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (7) 甲からの調査・要請への協力について、乙は、甲から事業実施における運営管理、現状等に関する調査、作業の指示があった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
- (8) 本委託業務の実施にあたり、本仕様書の事項について疑義が生じたときは、その都度甲と協議の上、実施するものとする。